

改定後	改定前
<p>第9条（カードの利用枠） （略）</p> <p>3. 割賦利用枠は、各本会員につき、本会員およびパートナー会員のカードショッピングのうち<u>リボ払い</u>ならびに分割払い（3回以上のものをいう。以下同様）、2回払いおよびボーナス一括払いの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項のカードショッピング利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。</p> <p>4. カードショッピングのうち本会員およびパートナー会員の<u>リボ払い</u>ならびに分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの未決済残高の各利用枠は、前項の割賦利用枠の範囲内で当社が所定の方法により定めるものとします。</p> <p>5. 前項の利用枠を超えて<u>リボ払い</u>を指定してカードを利用した場合は、原則として超過した金額の全額を1回払いの扱いとして支払うものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、その一部を1回払いの扱いとして支払うものとします。</p> <p>（略）</p> <p>12. 本条に定める利用枠は、本条第7項、第8項の定めにかかわらず、当社が適当と認めた場合には、<u>特段の通知を要せず</u>、当社所定の方法により増額できるものとします。ただし、会員から<u>増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額を行わないものとします。</u></p>	<p>第9条（カードの利用枠） （略）</p> <p>3. 割賦利用枠は、各本会員につき、本会員およびパートナー会員のカードショッピングのうち<u>リボルビング払い</u>ならびに分割払い（3回以上のものをいう。以下同様）、2回払いおよびボーナス一括払いの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項のカードショッピング利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。</p> <p>4. カードショッピングのうち本会員およびパートナー会員の<u>リボルビング払い</u>ならびに分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの未決済残高の各利用枠は、前項の割賦利用枠の範囲内で当社が所定の方法により定めるものとします。</p> <p>5. 前項の利用枠を超えて<u>リボルビング払い</u>を指定してカードを利用した場合は、原則として超過した金額の全額を1回払いの扱いとして支払うものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、その一部を1回払いの扱いとして支払うものとします。</p> <p>（略）</p> <p>12. 本条に定める利用枠は、本条第7項、第8項の定めにかかわらず、当社が適当と認めた場合には、当社所定の方法により<u>増額することができる</u>ものとします。ただし、会員から<u>異議のある場合を除きます。</u></p>
<p>第10条（会員利用総枠）</p> <p>1. 当社は、各本会員につき、本規約第9条で定めるカードの利用枠とは別に本会員に貸与した全てのカード中で割賦利用枠が最</p>	<p>第10条（会員利用総枠）</p> <p>1. 当社は、各本会員につき、本規約第9条で定めるカードの利用枠とは別に本会員に貸与した全てのカード中で割賦利用枠が最</p>

<p>も高いカード（以下「親カード」という）の割賦利用枠と同額を本会員およびパートナー会員に貸与した全てのカードに係る<u>リボ</u>払いならびに分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの利用金額の合計金額の上限（以下「会員利用総枠」という）と定めるものとします。</p> <p>（略）</p>	<p>も高いカード（以下「親カード」という）の割賦利用枠と同額を本会員およびパートナー会員に貸与した全てのカードに係る<u>リボルビング</u>払いならびに分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの利用金額の合計金額の上限（以下「会員利用総枠」という）と定めるものとします。</p> <p>（略）</p>
<p>第11条（複数カード保有における利用の調整）</p> <p>（略）</p> <p>2. 前項の場合、当社は、<u>リボ</u>払い、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスを利用できるカードをいずれか1枚に限定することができるものとします。</p>	<p>第11条（複数カード保有における利用の調整）</p> <p>（略）</p> <p>2. 前項の場合、当社は、<u>リボルビング</u>払い、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスを利用できるカードをいずれか1枚に限定することができるものとします。</p>
<p>第20条（支払金等の充当順序）</p> <p>本会員の弁済した金額が本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。ただし、<u>リボ</u>払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。</p>	<p>第20条（支払金等の充当順序）</p> <p>本会員の弁済した金額が本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。ただし、<u>リボルビング</u>払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。</p>
<p>第21条（手数料率、利率の変更）</p> <p><u>リボ</u>払いの手数料率、分割払いの手数料率、キャッシングリボの利率、海外キャッシュサービスの利率および遅延損害金の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第5条の規定にかかわらず、当社から本会員に手数料率、利率の変更を通知した後は、<u>リボ</u>払いおよびキャッシングリボについては変更後の未決済残高または融資残高に対</p>	<p>第21条（手数料率、利率の変更）</p> <p><u>リボルビング</u>払いの手数料率、分割払いの手数料率、キャッシングリボの利率、海外キャッシュサービスの利率および遅延損害金の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第5条の規定にかかわらず、当社から本会員に手数料率、利率の変更を通知した後は、<u>リボルビング</u>払いおよびキャッシングリボについては変更後の未決済残高また</p>

<p>し、分割払いおよび海外キャッシュサービスについては変更後の利用分から、変更後の手数料率・利率が適用されるものとします。</p>	<p>は融資残高に対し、分割払いおよび海外キャッシュサービスについては変更後の利用分から、変更後の手数料率・利率が適用されるものとします。</p>
<p>第22条（期限の利益の喪失） （略）</p> <p>1. ④<u>リボ払い</u>、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。</p> <p>2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第23条第1項の規定（ただし、第23条第1項第8号または第9号の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、<u>リボ払い</u>、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p>	<p>第22条（期限の利益の喪失） （略）</p> <p>1. ④<u>リボルビング払い</u>、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。</p> <p>2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第23条第1項の規定（ただし、第23条第1項第8号または第9号の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、<u>リボルビング払い</u>、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p>
<p>第25条（費用の負担）</p> <p>1. <u>会員</u>は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（ただし、当社が受領するものは除く）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。</p> <p>2. <u>会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替、引落としもしくは自動払込みができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領</u></p>	<p>第25条（費用の負担）</p> <p>会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（ただし、当社が受領するものは除く）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。</p>

<p><u>に要する費用として、440円(税込)を会員は負担するものとします。</u></p>	
<p>第30条(カード利用代金の支払区分) 1. カード利用代金の支払区分は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、<u>リボ払い</u>および分割払いとし、カード利用の際に会員が適用される支払区分を指定するものとします。ただし、1回払い以外の支払区分は、予め当社が適当と認めた会員が、当社が適当と認めた加盟店のみで指定できるものとします。</p>	<p>第30条(カード利用代金の支払区分) 1. カード利用代金の支払区分は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、<u>リボルビング払い</u>および分割払いとし、カード利用の際に会員が適用される支払区分を指定するものとします。ただし、1回払い以外の支払区分は、予め当社が適当と認めた会員が、当社が適当と認めた加盟店のみで指定できるものとします。</p>
<p>第32条(リボ払い) 1. <u>リボ払い</u>は、次のいずれかの方法で指定するものとします。 ①お店でリボ：カード利用の都度、カードショッピング利用代金の支払区分として、<u>リボ払い</u>を指定する方法。 ②いつでもリボ：事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日(支払期日が10日、6日または8日の場合には前月15日、26日の場合には前月末日、以下同じ)時点における当該カードショッピング代金の支払区分を、当該代金が、本条に基づき本会員が指定した支払いコースの<u>毎月支払額</u>(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合には1回払い、当該月の毎月支払額を超えた場合は<u>リボ払い</u>にする方法。ただし、会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当社が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなることがあります。 ③海外リボ：海外に所在する加盟店(これ</p>	<p>第32条(リボルビング払い) 1. <u>リボルビング払い</u>は、次のいずれかの方法で指定するものとします。 ①お店でリボ：カード利用の都度、カードショッピング利用代金の支払区分として、<u>リボルビング払い</u>を指定する方法。 ②いつでもリボ：事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日(支払期日が10日、6日または8日の場合には前月15日、26日の場合には前月末日、以下同じ)時点における当該カードショッピング代金の支払区分を、当該代金が、本条に基づき本会員が指定した支払いコースの<u>弁済金</u>(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合には1回払い、当該<u>弁済金</u>(毎月支払額)を超えた場合は<u>リボルビング払い</u>にする方法。ただし、会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当社が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなることがあります。 ③海外リボ：海外に所在する加盟店(これ</p>

に準ずるものを含む。以下「海外加盟店」という)でのカードショッピング代金について、事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日時点における当該代金の支払区分を、当該代金が、本条に基づき本会員が指定した支払いコースの毎月支払額（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合は1回払い、当該月の毎月支払額を超えた場合はリボ払いにする方法。

④あとからリボ：カード利用の際に1回払い・2回払い（1回目の支払期日の締切日前）・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング代金の支払区分について、当社が適当と認めた会員が、当社が定める日までに支払区分変更の申出を行ない、当社が適当と認めた場合に、当該代金（2回払いは利用額の全額）の支払区分をリボ払いに変更する方法。その場合、手数料計算および毎月支払額等については、1回払いおよび2回払いからの変更の場合は、カード利用の際にリボ払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの各支払期日の締切日にリボ払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。

2. 本会員は、会員がリボ払いを指定した場合において毎月支払額の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額（5千円、または、1万円以上1万円単位。

に準ずるものを含む。以下「海外加盟店」という)でのカードショッピング代金について、事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日時点における当該代金の支払区分を、当該代金が、本条に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合は1回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合はリボルビング払いにする方法。

④あとからリボ：カード利用の際に1回払い・2回払い（1回目の支払期日の締切日前）・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング代金の支払区分について、当社が適当と認めた会員が、当社が定める日までに支払区分変更の申出を行ない、当社が適当と認めた場合に、当該代金（2回払いは利用額の全額）の支払区分をリボルビング払いに変更する方法。その場合、手数料計算および弁済金の額等については、1回払いおよび2回払いからの変更の場合は、カード利用の際にリボルビング払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの各支払期日の締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。

2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際

ただし、締切日の残高が毎月支払額に満たないときはその金額) または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボ払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額分を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、毎月支払額を増額または減額できるものとします。

3. 本会員は、会員がリボ払いを指定した場合において前項以外の支払いコースを指定したときは、毎月の締切日時点におけるリボ払いの未決済残高に応じて、次項に定める手数料と元金の合計額として本会員が予め指定したコースにより下表に定める毎月支払額(ただし、締切日の残高と手数料の合計額が毎月支払額に満たないときはその合計額)を翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額分を加算した額を支払う方法または下表とは異なる金額区分にすることができます。

毎月の締切日時点での残高	翌月の毎月支払額			
	長期コース	標準コース	短期コース	定額コース
10万円以下	5千円	1万円	2万円	2万円以上 1万円単位
10万円を超えて20万円まで	1万円	2万円	4万円	
以後残高10万円増加毎に	5千円増加	1万円増加	2万円増加	

4. 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボ払い未決済残高(付利単位100円)に対し、当社所定の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヵ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、

に指定した金額(5千円、または、1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額) または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金(毎月支払額)を増額または減額できるものとします。

3. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において前項以外の支払いコースを指定したときは、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に応じて、次項に定める手数料と元金の合計額として本会員が予め指定したコースにより下表に定める弁済金(毎月支払額。ただし、締切日の残高と手数料の合計額が弁済金に満たないときはその合計額)を翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法または下表とは異なる金額区分にすることができます。

毎月の締切日時点での残高	翌月の弁済金			
	長期コース	標準コース	短期コース	定額コース
10万円以下	5千円	1万円	2万円	2万円以上 1万円単位
10万円を超えて20万円まで	1万円	2万円	4万円	
以後残高10万円増加毎に	5千円増加	1万円増加	2万円増加	

4. 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高(付利単位100円)に対し、当社所定の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヵ月分とし、翌月

<p>利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。</p> <p>5. 会員は、別途定める方法により、<u>リボ</u>払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。</p>	<p>の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。</p> <p>5. 会員は、別途定める方法により、<u>リボルビング</u>払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。</p>
<p>第33条（分割払い） （略）</p> <p>2. 分割払いの支払回数、実質年率、<u>分割払い</u>手数料は別表の通りとします。ただし、加盟店により指定できない回数があります。また、24回を超える支払回数は当社が適当と認めた場合のみ指定できます。なお、ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が別表と異なることがあります。</p> <p>3. 分割払いの支払総額は、利用金額に前項の<u>分割払い</u>手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、支払総額を支払回数で除した金額（端数は初回算入）とし、翌月の支払期日から支払うものとします。</p> <p>（略）</p> <p>5. 会員は、別途定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、本会員が当初の契約の通りにカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときには、本会員は78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の<u>分割払い</u>手数料のうち当社所</p>	<p>第33条（分割払い） （略）</p> <p>2. 分割払いの支払回数、実質年率、<u>分割払</u>手数料は別表の通りとします。ただし、加盟店により指定できない回数があります。また、24回を超える支払回数は当社が適当と認めた場合のみ指定できます。なお、ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が別表と異なることがあります。</p> <p>3. 分割払いの支払総額は、利用金額に前項の<u>分割払</u>手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、支払総額を支払回数で除した金額（端数は初回算入）とし、翌月の支払期日から支払うものとします。</p> <p>（略）</p> <p>5. 会員は、別途定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、本会員が当初の契約の通りにカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときには、本会員は78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の<u>分割払</u>手数料のうち当社所定</p>

<p>定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。</p> <p>6. 第29条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘わらず本条第2項に定める<u>分割払い</u>手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。</p>	<p>の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。</p> <p>6. 第29条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘わらず本条第2項に定める<u>分割払</u>手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。</p>
<p>第36条（支払停止の抗弁）</p> <p>1. 会員は、<u>リボ払い</u>、<u>分割払い</u>、<u>2回払い</u>およびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。</p> <p>略)</p> <p>5. ②<u>リボ払い</u>の場合で、1回のカード利用に係る利用金額が3万8千円に満たないとき</p>	<p>第36条（支払停止の抗弁）</p> <p>1. 会員は、<u>リボルビング払い</u>、<u>分割払い</u>、<u>2回払い</u>およびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。</p> <p>(略)</p> <p>5. ②<u>リボルビング払い</u>の場合で、1回のカード利用に係る利用金額が3万8千円に満たないとき</p>
<p><割賦販売における用語の読み替え> (略)</p>	<p><割賦販売における用語の読み替え> (略)</p>

割賦販売における用語	読み替え後の用語	割賦販売における用語	読み替え後の用語
・現金販売価格 ・現金提供価格 ・現金価格 ・利用金額 ・利用額	・利用代金	・現金販売価格 ・現金提供価格 ・現金価格 ・利用金額 ・利用額	・利用代金
・支払回数 ・分割回数	・支払区分 ※「ご利用代金明細書」のみ読み替え	・支払回数 ・分割回数	・支払区分 ※「ご利用代金明細書」のみ読み替え
・支払総額 ・分割払価格 ・分割価格	・分割支払金合計 ・お支払い総額 ・カードショッピングの支払い総額	・支払総額 ・分割払価格 ・分割価格	・分割支払金合計 ・お支払い総額 ・カードショッピングの支払い総額
・包括信用購入あっせんの手数料 ・分割払手数料 ・分割手数料 ・リボ手数料	・手数料 ・手数料額	・包括信用購入あっせんの手数料 ・分割払手数料 ・分割手数料 ・リボ手数料	・手数料 ・手数料額
・実質年率	・リボ払い手数料率 ・分割払い手数料率 ・手数料率	・実質年率	・リボルビング払いの手数料率 ・分割払いの手数料率 ・手数料率
・支払分 ・分割支払額 ・分割支払金 ・分割払金 ・弁済金 ・各回の支払金額	・お支払い予定額 ・カードショッピングの支払い金 ・リボ払いお支払額 ・毎月支払額 ・お支払額 ・今回お支払額 ・臨時元金返済額 ・約定お支払額 ・ボーナス月増額	・支払分 ・分割支払額 ・分割支払金 ・分割払金 ・弁済金 ・各回の支払金額	・お支払い予定額 ・カードショッピングの支払い金 ・リボ払いお支払額 ・毎月支払額 ・今回お支払額 ・臨時元金返済額 ・約定お支払額 ・ボーナス月増額

＜リボ払い、分割払いの返済方法・回数、手数料料率等＞

- ・ リボ払い 実質年率 15.0%
- ・ 分割払い

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間(ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	12.00	13.25	13.75	14.25	14.50	14.75	14.75	14.75	14.75	14.75	14.50
利用金額100円当りの分割払い手数料の額(円)	2.01	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05	12.06	13.40	16.08	20.10	24.12

＜リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料料率等＞

- ・ リボルビング払い 実質年率 15.0%
- ・ 分割払い

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間(ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	12.00	13.25	13.75	14.25	14.50	14.75	14.75	14.75	14.75	14.75	14.50
利用金額100円当りの分割払手数料の額(円)	2.01	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05	12.06	13.40	16.08	20.10	24.12

＜リボ払いのお支払い例＞

(略)

◆初回(9月26日)お支払い(ご利用残高 50,000円)

(略)

③毎月支払額(元金定額コース・標準コース)(略)

◆第2回(10月26日)お支払い(ご利用残高 40,000円)

＜リボルビング払いのお支払い例＞

(略)

◆初回(9月26日)お支払い(ご利用残高 50,000円)

(略)

③弁済金(元金定額コース・標準コースとも)… 10,000円(①)

(略)

◆第2回(10月26日)お支払い(ご利用

<p>(略)</p> <p>③<u>毎月支払額</u></p> <p>(略)</p>	<p>用残高 40,000 円)</p> <p>(略)</p> <p>③<u>弁済金</u></p> <p>(略)</p>																																																												
<p><分割払いのお支払い例></p> <p>(略)</p> <p>①<u>分割払い手数料</u>…50,000 円×(6.70 円÷100 円) =3,350 円</p>	<p><分割払いのお支払い例></p> <p>(略)</p> <p>①<u>分割払手数料</u>…50,000 円×(6.70 円÷100 円) =3,350 円</p>																																																												
<p><繰上返済の可否および方法></p> <table border="1" data-bbox="252 719 770 1223"> <thead> <tr> <th></th> <th>1 回払い</th> <th><u>リボ払い</u></th> <th>分割払い</th> <th>キャッシングリボ</th> <th>海外キャッシングサービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内の A T M 等から入金して返済する方法</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○ (全額返済のみ可)</td> </tr> <tr> <td>当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○ (全額返済のみ可)</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法 (振込手数料は負担いただきます)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ (全額返済のみ可)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>当社が別途定める期間に当社の定める手続により、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:全額繰上返済：<u>リボ払い</u>、キャッシングリボ、海外キャッシングサービスの場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せて支払うものとします。分割払いの場合、期限未到来の<u>分割払い手数料</u>のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。</p> <p>(略)</p> <p>※3:<u>リボ払い</u>を A T M から入金またはコンビニエンスストアで繰上返済する場合は、カード利用後、当社が定める日まで返済できません。</p>		1 回払い	<u>リボ払い</u>	分割払い	キャッシングリボ	海外キャッシングサービス	当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内の A T M 等から入金して返済する方法	×	○	×	○	○ (全額返済のみ可)	当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	-	○	○ (全額返済のみ可)	○	×	当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法 (振込手数料は負担いただきます)	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	当社が別途定める期間に当社の定める手続により、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法	×	○	×	×	×	<p><繰上返済の可否および方法></p> <table border="1" data-bbox="821 719 1340 1223"> <thead> <tr> <th></th> <th>1 回払い</th> <th><u>リボルビング払い</u></th> <th>分割払い</th> <th>キャッシングリボ</th> <th>海外キャッシングサービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内の A T M 等から入金して返済する方法</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○ (全額返済のみ可)</td> </tr> <tr> <td>当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○ (全額返済のみ可)</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法 (振込手数料は負担いただきます)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ (全額返済のみ可)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>当社が別途定める期間に当社の定める手続により、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:全額繰上返済：<u>リボルビング払い</u>、キャッシングリボ、海外キャッシングサービスの場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せて支払うものとします。分割払いの場合、期限未到来の<u>分割払手数料</u>のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。</p> <p>(略)</p> <p>※3:<u>リボルビング払い</u>を A T M から入金またはコンビニエンスストアで繰上返済する場合は、カード利用後、当社が定める日まで返済できません。</p>		1 回払い	<u>リボルビング払い</u>	分割払い	キャッシングリボ	海外キャッシングサービス	当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内の A T M 等から入金して返済する方法	×	○	×	○	○ (全額返済のみ可)	当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	-	○	○ (全額返済のみ可)	○	×	当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法 (振込手数料は負担いただきます)	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	当社が別途定める期間に当社の定める手続により、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法	×	○	×	×	×
	1 回払い	<u>リボ払い</u>	分割払い	キャッシングリボ	海外キャッシングサービス																																																								
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内の A T M 等から入金して返済する方法	×	○	×	○	○ (全額返済のみ可)																																																								
当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	-	○	○ (全額返済のみ可)	○	×																																																								
当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法 (振込手数料は負担いただきます)	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○																																																								
当社が別途定める期間に当社の定める手続により、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法	×	○	×	×	×																																																								
	1 回払い	<u>リボルビング払い</u>	分割払い	キャッシングリボ	海外キャッシングサービス																																																								
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内の A T M 等から入金して返済する方法	×	○	×	○	○ (全額返済のみ可)																																																								
当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	-	○	○ (全額返済のみ可)	○	×																																																								
当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法 (振込手数料は負担いただきます)	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○																																																								
当社が別途定める期間に当社の定める手続により、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法	×	○	×	×	×																																																								
<p>個人情報の取扱いに関する同意条項 第 2 条 (個人信用情報機関への登録・利用)</p>	<p>個人情報の取扱いに関する同意条項 第 2 条 (個人信用情報機関への登録・利用)</p>																																																												

<p>(略)</p> <p><提携信用情報機関の名称・電話番号></p> <p>(略)</p> <p>※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。</p>	<p>(略)</p> <p><提携信用情報機関の名称・電話番号></p> <p>(略)</p> <p>※株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構および上記提携信用情報機関は、<u>多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（CRIN）を構築しています。</u></p> <p>※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。</p>
--	---